

島本町教育委員会 会議録（令和5年第10回 定例会）

日 時	令和5年9月26日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時00分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）
欠 席 者	
委 員	細見知子教育委員
議 題	第23号報告 令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について 第32号議案 島本町スポーツ推進委員の委嘱について 第24号報告 令和5年度「全国学力・学習状況調査結果」の公表について
議 決 事 項	第32号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者3名

教育長

本日、細見教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和5年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

議案の審議に先立ちまして、先日開催されました町議会において、高岡教育委員が再度選任されましたので御報告いたします。高岡教育委員の任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日までとなります。よろしく願いいたします。

それに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長の職務代理に高岡教育委員を指名しますのでよろしく願いいたします。

それでは、第23号報告「令和5年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第23号報告「令和5年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」、御説明させていただきます。

本案件は、令和5年9月30日に開かれる町議会9月定例会議(後半)に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の準備日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

議案資料3ページを御開きください。

まず、会計年度任用職員の報酬に係る補正予算につきましては、1

0月1日からの大阪府最低賃金の引上げに伴い、会計年度任用職員の一部の職種において報酬単価が見直されたことにより、予算の不足分を増額するものでございます。

また、シルバー人材センターの委託料に係る補正予算につきましては、同様に大阪府最低賃金の引上げに伴うものなどにより、予算の不足分を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

シルバー人材センターの方には学校教育に大いに関わっていただきまして本当に感謝しています。委託単価の改正に伴う増加ということですが、改正はいつからなのかということと、単価はどのくらい上がったのか、何人分の記載なのかを教えていただきたいです。

教育総務課長

改正時期については10月1日以降になります。単価につきましてはシルバー人材センターの方が現在時給が1,145円のところを10月1日以降は1,212円に増額するものになります。人数はそれぞれ業務によりますが、日数については平日日程数は変わらずの108日のまま、小学校ですと4校、中学校でしたら2校になります。中学校も同額で、中学については平日所定日数は119日のままでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第32号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第32号報告「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」、御説明させていただきます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、島本町スポーツ推進委員を新たに5名追加で委嘱をお願いするものでございます。

資料の7ページを御開きください。

スポーツ推進委員は、「本町のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」、「スポーツの実技の指導」、「スポーツに関する指導及び助言」、「スポーツに関する普及啓発」等幅広く活動を行っていただいております。

今回、新たに委嘱をお願いする方は、表の網掛けをしている方で小山民雄（こやまたみお）氏、岡田礼二郎（おかだれいじろう）氏、中野菊（なかのあき）氏、久保田航史（くぼたこうじ）氏、辻輝次（つじてるつぐ）氏でございます。5名の方は現在、人権文化センターで、当課の青少年健全育成事業である「放課後学習支援の場」の講師として活躍していただいている方たちで、子どもたちに勉強の補助をしたり、一緒に体を動かしたり、などしていただいております。

募集にあたり、講師の方たちにスポーツ推進委員の意義や活動内容を説明し、スポーツ推進委員の活動を行いたいとの申し出があり推薦するものでございます。

任期は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

令和4年の4月1日からということは、遡ってということになりますか。

次長兼生涯学習課長

任期につきましては、もともと2年任期でございますけれども、令和4年4月1日からは既に委嘱をしておる亀山氏から津山氏までの5名の方の任期を表示させていただいております。今回新たに追加で委嘱をお願いしている方たちにつきましても、開始が令和5年10月1日からで、経期を令和6年3月31日に合わせて揃えた形で今回お願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育委員

5名が今回新規ということですが、2年前にどなたがスポーツ推進委員委になられたのかが分からなくて、この5名を新たに新規ということは、前の人は任期満了なのか、途中で1人抜け2人抜けされたの

か教えていただけますか。

次長兼生涯学習課長

まず定員が15名でございました。今回令和4年の4月1日からは1番から5番までの5名の方が当初からスタートで委嘱をさせていただいておりましたので、一番最初は5名の体制でスタートしております。その後途中で1名の方を追加で委嘱させていただいたのですが、自己都合で途中で退任されて、6名からまた5名になって、今回新たに5名の方を追加ということで10名の方を3月31日まで委嘱をさせていただければと思っております。

教育委員

15名定員ということで、現在10名でされるということで、15名定員が必要だったので定員を15名にされたのだと思いますが、それに関して10名でするには何か課題みたいなものはないのでしょうか。

次長兼生涯学習課長

本町のスポーツの推進の為にということで、日頃定例的な活動としては月1回の会議、及び月1回の住民の方向けのニュースポーツの体験教室というのを開催しております。それ以外にも来月のスポーツ祭のお手伝いであったり、学校で例えばお祭りをするのでスポーツに関してブースを一つ出してほしいとか、そういう活動をしていただいております。その際に人数が少ないとどうしても制約を受ける部分がございます。例えば大勢で来た時の対応をどうするのかということがありますが、委員の皆さんとお話をさせていただいておるのは、人数が少ないなら少ないなりの活動をやっていく必要があるのかなということで、それに見合った形の活動はさせていただいております。先ほど申した来月のスポーツ祭で、今まででしたら15名で応援していたのが5名なので5名でできることをやっつけようとか、学校についても人数が少ないなら少ないなりの対応で他の方にも御協力いただきながらやっつけようとかいう話をさせていただいておりますので、支障があるといえは当然ありますが、少ないなりに対応できることでやっつけようということでお話はさせていただいております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 町内の子どもの体力が低下している情報もありますし、できれば15名定員に立ち戻ってスポーツ推進委員の意義を広報しながら入ってくださると有り難いなど考えておりますので、是非そこにも力を入れていただけたら助かります。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第24号報告「令和5年度「全国学力・学習状況調査結果」の公表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第24号報告、令和5年度「全国学力・学習状況調査結果」の公表につきまして、御説明申しあげます。

それでは11ページの資料「学力・学習状況調査の結果概要」の左側を御覧ください。

学力に係る調査は、小学校は国語、算数の2教科、中学校は国語、数学、英語の3教科について実施されました。

今回の調査において、小学校の平均正答率は、国語では、全国平均を3.8ポイント上回りました。算数でも、4.5ポイント上回る結果となりました。中学校の平均正答率については、国語では、全国平均を7.2ポイント上回りました。数学で9ポイント、英語で13.4ポイント全国平均を上回る結果となりました。中段の中学校対全国比のグラフですが、令和4年度の柱グラフが理科の正答率、令和5年度の柱グラフが英語の正答率を表しております。英語及び理科はそれぞれ3年に1度実施されるものです。

無回答率につきましては、小学校及び中学校の全ての教科区分で全国平均と比較して良い結果となりました。

次に、同じ資料の右枠中段、(2)学習状況調査結果の概要にある「話し合い活動について」を御覧ください。話し合い活動を形式的に行うのではなく、実社会での課題解決に転用可能なものにするために育成

すべき、批判的思考力の高まりを問う項目で、「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか。」という質問について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた児童生徒の割合を記載しております。小学校、中学校ごとの全国比を記載しておりますが、小学校では全国平均を下回り、中学校では全国平均を上回る結果となりました。今後は学習で身についた教科特有の力を活用し、児童生徒が必然性を持って取り組めるような学習課題の設定が重要になります。

次に、学級活動につきましては、右枠内下段を御覧ください。

「学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか。」の質問項目では、小学校、中学校共に全国平均を上回っております。他者意識を伴った表現力の育成とともに、コミュニケーションを大切にした学級づくりが進んでいることが伺えます。

そのほか、読書活動が好きかどうかや将来に夢や希望を持っているかの問いに対して小学校、中学校共に全国平均を上回っております。一方、授業でのICT機器の活用は小学校及び中学校で、自学自習については小学校で全国平均を下回る結果となりました。今まで効果のあった取組を継続することはもちろん、より一層児童・生徒が主体的に学ぶ力を育成する取組を推進するとともに、当たり前前の道具としてICT機器を活用する場面を設定するなど、改善に努めてまいりたいと思います。

以上説明させていただいたことを、文章化し、まとめました資料13ページ、14ページを、地域・保護者への説明責任を果たすため、ホームページで、更に簡略化したものを「広報」にて公開したく思います。

教育長

お諮りします。ここからの説明につきましては、公表しない各学校別のアンケート結果を扱うことから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

教育推進課参事

[各小中学校の児童生徒質問紙調査の回答結果集計及び問題別調査

結果について説明]

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり、承認するものとしたします。

教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。